

## 神奈川区栄町の土地の使用について

### 1 経緯

#### 平成 10 年 9 月：土地交換により本件土地を取得

本件土地は、三神船渠（株）が所有し、同社が船舶（主に官庁船）の修理・点検業を営んでおりましたが、当局事業である**臨港幹線道路（新港～山内地区）整備事業（帷子川第一橋梁建設）**に伴い、**同社の営業が不可能となりました**。そこで、平成 10 年 9 月 25 日、鶴見区生麦の**土地と交換により本市が本件土地を取得**いたしました。

〔 土地の概要：神奈川区栄町 89 番 4 外 10 筆、宅地外、4,205 m<sup>2</sup>（案内図等別添）  
平成 13 年 9 月にポートサイド再開発事業の代替地として、445.63 m<sup>2</sup>を売却 〕

#### 平成 11 年 1 月：財産区分と施設告示

土地取得後の平成 11 年 1 月 5 日、公有財産規則第 8 条第 1 項に基づき、財政局長あてに取得通知を送付いたしました。本件土地については、**水際線を持つ貴重な土地であり、近い将来、港湾関連の様々な利用の可能性があるため、同規則に基づく財産台帳には、公共用財産（港湾施設）として登載**いたしました。

本来であれば、この際に港湾施設使用条例第 2 条第 2 項に基づき告示を行うところでしたが、今回の調査でも、当該告示は見当たらず、失念していたものと思われま

### 2 港湾施設としての使用許可について

現在は、本件土地の進入路となっている私道の所有者 3 名に、都市計画局の副申により、平成 13 年 11 月から車両置場として使用許可しております。

**本件用地についての施設告示は行われておりませんでした**が、結果として、その使用許可の内容は**港湾施設使用条例に基づいていたものであります**。

また、隣接する建物からのひさしと支柱などについて、工作物設置の承認をしておりませんでした。

### 3 今後の対応

条例に基づく施設告示、工作物の設置承認等必要な事務手続きについて、速やかに行うとともに、本件土地は水際線を持つ貴重な土地であるものの、護岸等の整備を行わなければならないため、**港湾施設としての利用の可能性を再度整理し、対応を検討してまいります**と考えております。